

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
中之島図書館	<p>下記の行政財産の使用許可について、使用料を徴収していたが、公有財産台帳に登載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="501 533 1546 686"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>6.32㎡</td> <td>複写業務</td> <td>147,960円</td> <td>平成28年4月1日から 平成32年6月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	建物	6.32㎡	複写業務	147,960円	平成28年4月1日から 平成32年6月30日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>検出事項について、直ちに公有財産台帳に登載した。 今後は、実地調査のチェックリスト等を活用するなど、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間									
建物	6.32㎡	複写業務	147,960円	平成28年4月1日から 平成32年6月30日まで									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月4日）